

平成24年度

## WEC応用生態研究助成要領

公募期間 平成24年2月1日（水）～4月5日（木）

財団法人ダム水源地環境整備センター

Water Resources Environment Technology Center (WEC)

## 1. 目的

ダムに係わる生態環境について調査・研究の促進を図り、その研究成果を発表し、社会へ還元するために研究助成を行います。

## 2. 助成対象研究

ダムに係わる生態環境について毎年度課題を指定し、その課題に適応した研究に対して助成します。助成の対象は、具体的な達成目標をもち、今後の発展が期待できるテーマのうち研究の実施が確実に見込まれ、成果の活用イメージが明確な研究とします。

## 3. 指定課題

平成24年度指定課題は、「既設のダム貯水池に係わる生態系・水環境（上下流・周辺を含む）に関する研究」。研究分野としては、「生態学、工学、及びそれらの学際的な分野」とします。なお、審査に当たっては、単なるダム貯水池を場とした生態学や工学の研究ではなく、ダム貯水池やダムがある河川の管理に有効な科学的知見をもたらす新しい視点の研究が重要視されますので、ご留意下さい。

## 4. 助成対象者

大学、高等専門学校等の学校、独立行政法人等の法人、地方公共団体、公益法人、民間企業、NPO法人及びこれらに付属する機関に所属する研究者で、十分な遂行能力を有する研究者を対象とします。特に、若手や民間組織の研究者の応募を歓迎します。

## 5. 助成額

研究1件につき、単年度研究の助成額は100万円以内とします。2ヶ年度研究の助成額は総額150万円以内（ただし、年度100万円以内）とします。

## 6. 申請件数

研究者一人（共同研究の場合は1グループ）あたり1件とします。

ただし、本助成を希望する研究に対して、他の助成を受けている場合は本助成を受けることはできません。

## 7. 研究の期間

研究の期間は研究内容等により、単年度または2ヶ年度とします。

なお、助成を受けた研究（以下、「研究」という）の期間は、原則として助成採択後から単年度または2ヶ年度における年度末までとします。

## 8. 申請手続き

助成金を受けようとする方は、当センターのホームページ (<http://www.wec.or.jp/center/seido/joseikin/joseikintop.htm>) から研究助成申請書（別紙；【様式1】）をダウンロードして必要な事項を記入し、セキュリティ上の観点から、pdfに変換した申請書ファイルを電子メールに添付し、平成24年4月5日18:00までにwec-kenkyu@wec.or.jp宛てにご送付ください。その際、件名に「平成24年度新規応募」とご記入ください。pdfファイルを開くパスワードを付与した場合には、別の電子メールでパスワードをお知らせください。パソコンがないなど、物理的に電子メールでの送付ができない方は、事前にお問い合わせ下さい。

申請書類受領後に受領確認の返信電子メールを送付します。1週間以上確認の電子メールがない場合には、電話にてご連絡ください。

## 9. 審査、決定の通知

(1) 審査は平成24年4～5月に行います。この際申請された内容について尋ねる場合があります。

(2) 助成の採否及び助成金額は、研究助成審査委員会の議を経て決定し、すみやかに申請者に通知します。なお、研究助成通知書に審査委員会からの意見が附記される場合があります。

(3) 採・否の理由に関しては、お問い合わせにはお答えできませんのでご了承下さい。

## 10. 助成金の支払い

初年度における助成金の支払いは、前項により採択の通知を受けた申請者（以下「助成対象者」という）の研究助成金請求書（初年度）（別紙；【様式3】）の提出を受けて行います。助成対象者は、同研究助成金請求書をすみやかに提出して下さい。事務局は請求の提出を受けて、初年度の助成金額を支払います。

2ヶ年度にわたる研究の次年度における支払いは、研究初年度末に提出された次年度の研究助成金請求書（次年度）（別紙；【様式4】）の提出を受けて、研究助成の継続及び助成金額について審査委員会での審査後に次年度の助成金額を支払います。

## 11. 事情変更等の届出

助成対象者は、研究が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき、研究の遂行に重大な支障をおよぼすと認められる事情が発生したとき、研究について所期の成果を収めることが困難となったと認められたときは、遅滞なく当センターに届け出て下さい。

## 12. 事情変更による決定の取り消し等

当センターは、助成の決定をした後、事情の変更によって助成対象者が研究を予定通り行うことが困難となったと認められるときは、決定の全部もしくは一部を取り消し、または一部を変更することがあります。

## 13. 進捗状況の報告

当センターは必要があれば、研究の進捗状況等について、助成対象者に尋ねる事があります。

## 14. 成果の報告

### (1) 中間報告

助成対象者は、2ヶ年度におよぶ研究については、研究助成中間報告書（別紙；【様式4】）を、中間研究報告書、中間決算報告書及び研究助成金請求書（次年度）を添えて研究初年度終了後5日以内に（4月5日までに）提出し、再度請求をして下さい。継続のための審査が行われます。

### (2) 成果完了報告

助成対象者は、研究が完了したときは、研究助成完了届（別紙；【様式5】）を、研究成果報告書（A4版10枚程度。書式は自由）、研究成果概要書（A4版1枚。FDかCD-Rの電子媒体にて提出）、決算報告書を添えて終了研究年度末終了後5日以内に（4月5日までに）当センターに提出して下さい。

## 15. 採択及び成果の公表

助成を受ける研究テーマ、研究者の所属、氏名は採択時に、研究完了時には提出された研究成果概要書を当センターのホームページで公表します。

## 16. 成果の発表

発表を目的とする研究助成であるとの趣旨から、助成対象者は得られた研究成果を助成対象研究分野に関係する応用生態工学会等の研究発表の場で発表することを前提としております。発表されたものについては要旨等の写し1部を当センターに提出して下さい。

なお、助成対象者は、研究の成果を学術誌等に掲載する場合には、本助成を受けた旨を明記して下さい。発表されたものについては写し1部を当センターに提出して下さい。

また、研究終了後、成果の報告会を開催しますので、出席の上、報告をお願いします。

### 17. 成果の帰属等

- (1) 研究の成果は助成対象者に帰属します。
- (2) 助成対象者が研究の成果に関して特許権又は実用新案権を得たときは、公報の写しを添付してその旨を当センターに提出して下さい。

### 18. 助成金の使途及び管理

- (1) 助成金の使途は採択された研究に直接必要な経費に限ります。その内訳及び使途は、別添の「研究助成項目一覧表」のとおりです。研究費の概要内訳書及び決算報告書についてはこれによって下さい。なお、大学等の間接経費（いわゆるオーバーヘッド）は本助成においては見込んでいません。特別の事情がある場合は事前に当センターにお問い合わせ下さい。
- (2) 決算報告書には、支払い証拠書として、領収書、銀行振込書等をA4版に添付し、決算報告書の費目と対応するよう整理し、提出して下さい。
- (3) 助成金に余剰が生じた場合及び不適切な使途が認められた場合には、当センターが、助成金の全額または一部の返却を請求することがあります。
- (4) 助成金の受入れ・支出の管理及び決算報告書の支出証明は、法人等組織の口座を取扱う会計責任者が行ってください。また、助成対象者の本人名義宛とし管理することも可能ですので、その場合は事前に当センターに御連絡下さい。

### 19. 問い合わせ

お問い合わせは下記にお願いします。

財団法人ダム水源地環境整備センター研究第三部 研究助成担当  
〒102-0083 東京都千代田区麴町2丁目14番2号 麴町NKビル  
TEL 03-3263-9945 FAX 03-3263-9922  
E-mail [wec-kenkyu@wec.or.jp](mailto:wec-kenkyu@wec.or.jp)

## 参 考 資 料

研究助成費目一覧表

項 目	内 容	備 考
(1) 人件費	資料整理、調査・実験、集計作業等の補助作業者（臨時雇用者）に対する人件費	研究申請者及び共同研究者、長期雇用に係るものは除く
(2) 謝金	共同研究者以外の研究者からの助言・協力に対する謝礼、被験者に対する謝礼	
(3) 旅費交通費	出張（調査、会議出席）にともなう交通費、ガソリン代、宿泊費、レンタル料	
(4) 調査費	現地調査、実験・試験、プログラム開発、データ処理やシミュレーション等についての経費	
(5) 資料費	書籍、資料、各種データ保管媒体、写真等の購入費	
(6) 借料・損料	実験・試験の機材、コンピュータ、車両等のリース費用、会議等の部屋代	
(7) 器具・備品費	活動に使用するための器具・備品費、解析ソフト代	
(8) 消耗品費	活動のための一般文具用品等の消耗品費、用紙代	
(9) 通信・運搬経費	電話、FAX、切手、封筒、インターネット等に要する通信費、宅配便等の運搬費	
(10) 印刷製本費	調査票、調査マニュアル、研究関連の作成文書等の印刷費及び文献・文書資料等の複写費	
(11) 論文投稿料	学会への論文投稿費用	投稿する学会名を明らかにすること
(12) その他経費	上記項目に該当しないその他の費用	

※ 上記の規定によりませんが、項目に該当しない経費等で不明の場合は当センターにお問い合わせ下さい。